

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成28年4月25日（平成28年（行情）諮問第327号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行情）答申第8号）

事件名：農林水産大臣への請願に対して国有林野管理室長が返答できるとする  
根拠となる法規の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、以下の文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、「農林水産省行政文書取扱規則」を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

文書1 農林水産省設置法（平成11年法律第98号） A4判18枚

文書2 農林水産省組織令（平成12年政令第253号） A4判42枚

文書3 農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号） A4判122枚

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月28日付け27秘第787号により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、意見書及び異議申立人が添付している資料の内容は省略する。）

農水大臣への請願に対し、指導して欲しいとしてお願いした林野庁の、しかも、組織規則等では明らかに権限がない職員名で、文書番号もなく、公印も押されていない文書を、「正式な権限がある者が出した公文書である」とするので、その根拠法規等を明示して欲しいと公開請求したところ、権限を規定していない設置法等を開示対象としてくるとは、どういうことなのでしょうか。

不開示との決定をしたくないので、このような対応となったのだとした

ならば、法5条「開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」との規定に抵触する対応としか考えられません。

回答者にそれだけの権限を認める根拠となる法規等がなければ、請求に対応する文書はないとして、不開示決定を行うことを求めます。

なお、①農林水産省設置法②農林水産省組織令③農林水産省組織規則ならば、インターネットでの検索が可能であり、開示請求するまでもない情報であり、当方もこれらを確認の上、権限の根拠規定の開示を求めたものであることを申し添えます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分において開示とした理由

林野庁国有林野部業務課国有林野管理室長（以下「国有林野管理室長」という。）の所掌を定める「農林水産省設置法」（平成11年法律第98号。以下「設置法」という。）、「農林水産省組織令」（平成12年政令第253号。以下「組織令」という。）及び「農林水産省組織規則」（平成13年農林水産省令第1号。以下「組織規則」という。）を保有しており、異議申立人に対して情報提供できる旨を伝え、異議申立人からも、「その文書で構わないので欲しい。3点とも欲しいので、大臣名で文書をいただきたい。」との回答を受けたことから、行政文書を特定した。

#### 2 原処分を維持する理由

##### (1) 異議申立人が開示を求める行政文書

国有林野管理室長が返答できるとする根拠となる法規を、明確に、○法○条、○○令○条、○○規則○条、○○告示・通知○条として開示することを求めているもので、請求の趣旨に合致するものがないならば、根拠法令等はないとして、不開示の決定を行うべきと主張。

##### (2) 原処分を維持する理由

ア 平成27年12月14日に電話連絡により異議申立人に対して、請求された行政文書（別紙に掲げる「権限に関する開示請求文書」）について、「開示請求された行政文書を保有していない。」旨を伝えたところ、異議申立人により「大臣名で保有していない回答が欲しい。」とのことだった。

イ 行政文書開示請求書を改めて確認し、「組織内での権限は、別添のとおり、「設置法」、「組織令」、「組織規則」によって規定されていると思われませんが」との記載がされていたことに対して、平成27年12月24日に電話連絡により異議申立人に対して、国有林野管理室長の所掌を定める「設置法」、「組織令」、「組織規則」を保有しており、情報提供できる旨を伝えたところ、異議申立人より「その文書で構わないので欲しい。3点とも欲しいので、大臣名で文書をいただきたい。」との回答を受けたことから、行政文書開示請求書の補正

を行い、行政文書を特定した。

このことから、当該行政文書を特定した原処分は妥当であり、異議申立てに対しては原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月7日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年3月30日 審議
- ⑤ 同年4月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。なお、法に基づく開示請求権は飽くまで行政文書の開示を求めるものであるところ、本件開示請求についても、抽象的な法規自体ではなく、飽くまで当該法規の内容が記載された行政文書の開示を求めるものと解することができる。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁も同様に解した上で、農林水産省で保有している行政文書のうち、該当する法規に係るものを特定して原処分を行ったとのことである。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 異議申立人は、農林水産大臣宛での請願への対応を問題としているところ、農林水産大臣宛て又は農林水産省宛てに提出された請願書については、「請願の取扱フロー」に基づき処理することとされており、異議申立人が農林水産大臣宛てに提出した請願書（以下「本件請願書」という。）は、大臣官房文書課（現・広報評価課。以下「文書課」という。）において接受され、同フローに基づき文書課文書管理班長による請願内容の確認を受け、その内容が林野庁の所掌に属するものであることから、文書課から林野庁の請願窓口である林政部林政課に回付され、その後、同課から主管課である国有林野部業務課に回付され、さらに、同課の文書管理担当者を通じ、同課国有林野管理室（以下「国有林野管理室」という。）に回付されたものである。

イ 上記アにより国有林野管理室へ回付された本件請願書については、

林野庁に確認したところ、同室の担当職員が林野庁長官まで説明を行った際、同長官から、農林水産大臣の指示を受ける必要はなく「請願の取扱フロー」に基づく対応の必要はないものの、林野庁として適切な対応をするようにとの指示がされたことから、請願者（異議申立人）に対し、国有林野管理室長名で回答したとのことであった。

ウ 上記イの回答に当たって、文書の発信名義人を国有林野管理室長名とした根拠について林野庁に確認したところ、上記請願の内容が、組織規則に定められている同室の所掌に属するものであることから、農林水産省行政文書取扱規則に基づき、同室の責任者である国有林野管理室長名としたものであるとのことであった。なお、同取扱規則は、農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官の連名で定められた訓令であり、農林水産省において行政文書として保有している。

エ 異議申立人は、本件請求文書について、「大臣から国有林野管理室長に権限が繋がって行く様に、途中で切れること無く開示願います。」と本件開示請求書に記載しており、その趣旨から、上記ウの組織規則の他に、設置法及び組織令を本件対象文書として特定した。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 異議申立人は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、これは、農林水産大臣への請願に対する回答を国有林野管理室長名で行うことができる根拠法規等の内容が記載された行政文書の開示を求める趣旨のものと解される。

そうすると、諮問庁が上記(1)ウにおいて、本件請願書への回答を国有林野管理室長名とした根拠であると説明する農林水産省行政文書取扱規則が記載された行政文書（以下「本件文書」という。）は、本件請求文書に該当するものと認められる。

イ 以上によれば、本件対象文書を特定し、開示した決定については、処分庁において、本件文書を保有していると認められるので、これを特定するとともに、本件開示請求に関する上記アの解釈に基づき再調査した上で、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、農林水産省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として本件文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

## 別紙

### 権限に関する開示請求文書

お教えいただいた「農林水産省行政事務取扱規則」は、文書の接受・起案・決裁・施行等に関する、事務的な進め方を定めたもので、これと、大臣以下の行政組織の長が、大臣の権限をどの様に分担して行使していくのかを規定した組織規定・権限規定は全く別のものであります。

行政は、法に基づき行われるものであり、その為には、行政庁がどのような権限を持つのか、その責任を誰が負うのかが、法律、政令、規則等によって明確に定められ、それが、対外的にも明らかにされていなければなりません。

当方が求めるものは、別添（省略）の農林水産省の体制に記載されている、トップである農林水産大臣に行った「請願」への返答が、どのような法律、政令、規則等によって、外局である林野庁の、更に末端である、国有林野管理室長が責任者となり回答する事が可能となるのかを明らかにすることを求めるものです。

組織内の権限は、別添のとおり、「農林水産省設置法」、「農林水産省組織令」、「農林水産省組織規則」によって規定されていると思われませんが、これらの定めの中に、農林水産大臣への請願に対し、国有林野管理室長が返答することが可能との定めは見いだせません。

つきましては、国有林野管理室長が返答できるとする根拠となる法規を、明確に、〇〇法〇条、〇〇令〇条、〇〇規則〇条、〇〇告示・通知〇条として開示することを求めます。

大臣から国有林野管理室長に権限が繋がって行く様に、途中で切れること無く開示願います。